

設 定 日	2016年6月30日
信 託 期 間	2026年6月22日まで
決 算 日	原則6月20日（休業日の場合は翌営業日）
信 託 報 酬	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.837%（税抜1.67%）

基 準 価 額	29,992円
純 資 産 総 額	1,614(百万円)

・基準価額および純資産総額：ペビーファンドベース

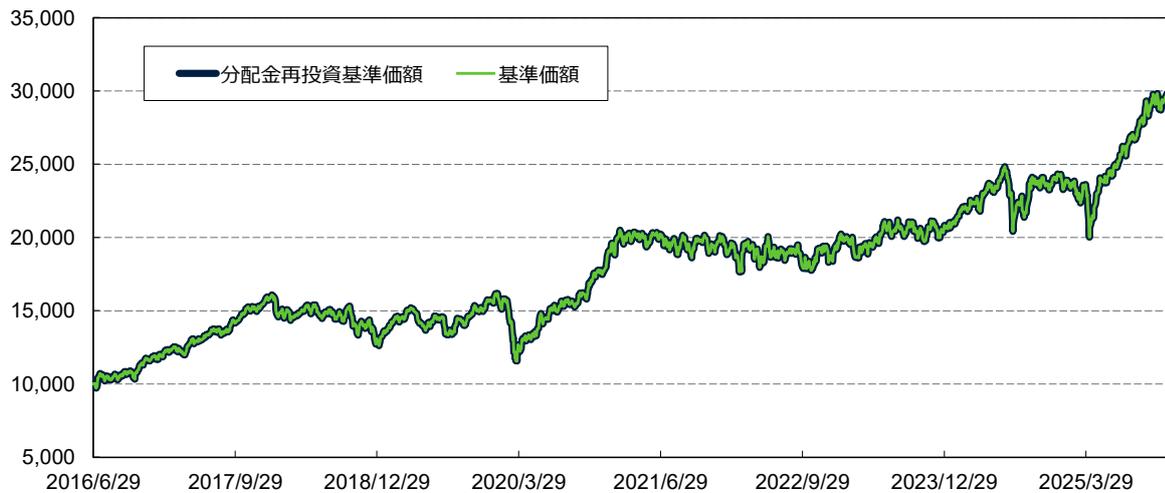
■ 分配実績（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
第5期(2021年6月21日)	0円
第6期(2022年6月20日)	0円
第7期(2023年6月20日)	0円
第8期(2024年6月20日)	0円
第9期(2025年6月20日)	0円

設定来累計	0円
-------	----

・運用状況によっては分配金が支払われない場合があります。

■ 設定来の基準価額の推移



- ・分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
- ・設定日前日を10,000として指数化。

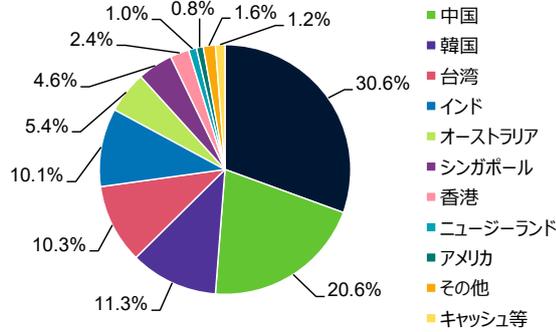
■ 基準価額（税引前分配金再投資）の騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	1.93%	7.30%	20.04%	23.36%	61.78%	199.92%

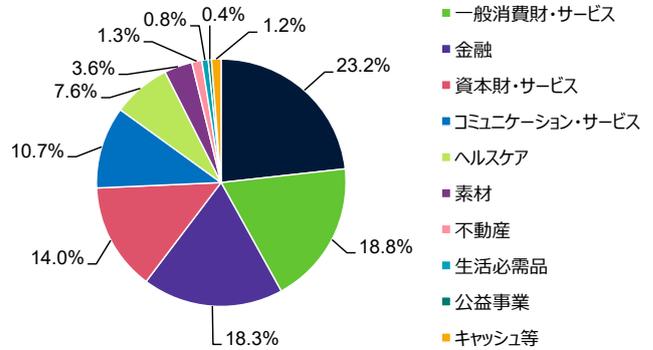
- ・基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬率については上記「信託報酬」欄をご参照ください。
- ・騰落率は実際の投資家利回りと異なります。
- ・税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。
- ・設定来騰落率は設定日前日との比較です。

* 本ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。販売会社により取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。最終ページの「本資料に関するご留意事項」を必ずご参照ください。

■ 国／地域別組入比率



■ 業種別組入比率



■ 組入上位銘柄（銘柄数：138銘柄）

順位	銘柄名	国／地域	業種	投資比率
1	台湾セコンダクター	台湾	情報技術	7.2%
2	テンセント・ホールディングス	中国	コミュニケーション・サービス	4.6%
3	サムスン電子	韓国	情報技術	3.8%
4	アリババ・グループ・ホールディング	中国	一般消費財・サービス	2.7%
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	金融	2.3%
6	SKハイニックス	韓国	情報技術	2.2%
7	ポップマート	中国	一般消費財・サービス	1.9%
8	CATL（寧徳時代新能源科技）	中国	資本財・サービス	1.4%
9	トリップ・ドットコム・グループ	中国	一般消費財・サービス	1.4%
10	HDFC銀行	インド	金融	1.4%

■ 月次コメント

【市場概況】

<日本株式> 12月の日本株式市場は続伸の動きとなり、月間ではTOPIX（配当込み）は+1.0%の上昇となりました。FRBによる利下げ継続への期待感や日銀の金融政策スタンスがややハト派と市場から受け止められたことが追い風となりました。業種動向については保険や証券、商品先物取引業のほか、石油・石炭や銀行が堅調な推移となった一方で、その他製品や電気・ガス、鉱業、食品に加えて、農林・水産が出遅れる形となりました。スタイルではバリュー株がグロース株を大きくアウトパフォーマンスしました。

<アジアパシフィック株式> 12月のアジアパシフィック(除く日本)株式市場は上昇しました。国別では、半導体関連銘柄の指数構成比率が相対的に高い韓国や台湾が上昇を主導しました。一方、低調な経済指標の発表や不動産セクターに対する警戒感などを背景に、中国は下落しました(株式市場の騰落は米ドルベース)。

【市場見通しと投資方針】

<日本株式> 日本企業の業績に関してですが、7-9月期の決算は事前の市場期待に比して堅調な内容となり、営業増益に転換しました。今年度の会社計画は小幅の減益予想となっているものの、足元の為替水準は会社計画比でやや円安推移となっていることもあり、概ね横ばい圏での着地を想定しています。今後の日本株ですが、現在の株価は来年度の2桁増益を概ね織り込んだ水準とみられることから、目先は高値圏で揉み合う展開を予想します。

<アジアパシフィック株式> 2025年、株式市場は堅調に推移しました。米国の政策により株式市場は好ましい環境を維持しているとの期待や、米国労働指標が弱含みの兆候を見せる中で米国金利がさらに引き下げられるとの見方が織り込まれています。ただし、足元のバリュエーションは長期平均よりも高い水準にあります。また、今後の市場パフォーマンスは人工知能（AI）テーマとの関連性が一段と高まり、AI関連設備投資の勢いが今後のアジア株の鍵を握ると考えます。アジアパシフィック地域の株式市場は一時的に変動性の高い相場環境を迎える可能性があります。引き続き、長期的な観点では魅力的な投資機会を提供しているとみています。

当ファンドは、日本を含むアジアパシフィック諸国の株式を実質的な主要投資対象としています。株式の銘柄選択にあたっては、定性評価におけるESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資を行うことで、中長期的な信託財産の成長を目指していきます。

※ 上記データは全てベビーファンドの状況（コール・ローン、キャッシュ等を除く）であり、マザーファンドの当該資産のうちベビーファンドに属するとみなした額を基に計算しています。業種はGICS（世界産業分類基準）の分類に基づいて表記しています。組入比率グラフは、四捨五入して表示しているため、合計が100%にならないことがあります。

※ 同一企業が発行する種類の異なる株式等（優先株・普通株等）を組み入れることがあり、それらは個別の銘柄として記載しております。

■ 組入上位10銘柄の銘柄概要とESGポイント

	組入銘柄	国／地域	業種
1	台湾セミコンダクター	台湾	情報技術
	コンピューター、電子製品等向けのウエハーを製造する台湾の半導体メーカー。安定的かつ持続可能な配当政策を執るなど、積極的な株主還元策を進めていること、そして株主を含む様々なステークホルダー(利害関係者)を意識した経営を行っていることを評価している。		
2	テンセント・ホールディングス	中国	コミュニケーション・サービス
	ソーシャル・ネットワーキングや電子商取引市場を運営する中国の情報技術大手。経営陣が、中核事業に経営資源を集中、透明性の高い堅実な経営を行っている点を高く評価している。その他、社会性を重視したゲーム・コンテンツの選択や環境負荷を考慮した食品配送手段を立案するなど、様々な施策を取っている。		
3	サムスン電子	韓国	情報技術
	半導体、携帯電話等、電子部品・製品を製造する韓国の大手電子機器メーカー。財関係企業はガバナンスの基準が低い可能性が指摘できるが、同社のガバナンスは改善基調にあると判断している。例えば、配当政策や、自社株買い、またその後の償却など、株主還元策を評価している。		
4	アリババ・グループ・ホールディング	中国	一般消費財・サービス
	ネット通販、オンライン金融などのサービスを提供する中国の電子商取引大手。eコマース業界で他社と比較し、収益性の向上だけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体を意識した事業展開を行っていることを評価している。また、ガバナンスの向上や社会的に責任ある企業活動を行う様々な活動も行っている。		
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	金融
	財務の健全性が高く、株主還元にも積極的で、国際業務での成長期待を有する金融グループ。社外アドバイザーの招聘などステークホルダー・エンゲージメント機能を強化。		
6	SKハイニクス	韓国	情報技術
	半導体メモリの製造・販売を主に行う韓国の企業。人工知能（AI）の発展に関して重要なテクノロジー供給を担っている。自発性を重視すること等により従業員満足度を高める方針を掲げ、同社の離職率は競合他社対比で低く、社会的な観点で評価している。		
7	ポップマート	中国	一般消費財・サービス
	中国の玩具会社。同社の労務管理は同業他社対比で優れており、雇用に関する訴訟や生産性低下のリスクが限定的であるとみれば、同社管理職も男女平等が配慮された配置がなされている観点も評価している。そのほか、情報セキュリティやデータ保護の観点でも先進的な取り組みを行っていることを判断。		
8	CATL（寧徳時代新能源科技）	中国	資本財・サービス
	電気自動車用バッテリーやエネルギー貯蔵システムを製造する中国企業。電気自動車と電力貯蔵の両方の観点から、環境にとってプラスの効果を与えている。電気自動車の普及により交通分野における化石燃料の消費削減につながるほか、電力貯蔵は再生可能エネルギー分野の長期的な発展に不可欠だと考える。		
9	トリップドットコム・グループ	中国	一般消費財・サービス
	中国に拠点を置くオンライン旅行会社。業態上、大量の個人情報を扱うため、同社はサイバーセキュリティ対策や外部監査の活用など個人情報保護に努め、ビジネス面でのリスクを低減している。また、成果報酬型の給与体系を設定するほか、従業員調査の実施などにより、労働環境の維持・改善にも取り組んでいる。		
10	HDFC銀行	インド	金融
	インドの商業銀行。デジタル化と地方支店への多額の投資により、国内のより幅広い人口層に金融(預金や間接融資等)を普及させることが可能になると考える。これが人々にとって持続可能な生計を立てる上で重要な資源としての資金調達となっており、同行が社会の持続的発展に貢献している点を評価している。		

※ 同一企業が発行する種類の異なる株式等（優先株・普通株等）を組み入れることがあり、それらは個別の銘柄として記載しております。

※ 上記の銘柄は、参考として掲載するものであり、個別銘柄の推奨もしくは当該銘柄の株価の上昇又は下落を示唆することを目的とするものではありません。また、当ファンドが当該銘柄を常に保有していることを示すものではなく、当ファンドが今後当該銘柄に対して何らかの投資活動をとるかどうかについて一切言及もしくは示唆するものではありません。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。最終ページの「本資料に関するご留意事項」を必ずご参照ください。

■ サステナビリティ・リスクとサステナビリティ・リスク管理

シュローダーは、ファンドの運用においてサステナビリティ・リスクを考慮します。

*シュローダーとは、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社をはじめとするシュローダー-plcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等(シュローダー・グループ)をいいます。

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、これらの出来事が発生した場合、投資対象の価値およびリターンに実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいいます。サステナビリティ・リスクは、特定の事業の内外で発生し、複数の事業に影響を与える可能性があります。特定の投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスクは以下のものを含みます。

環境：洪水および強風等の異常気象、汚染事故、生物多様性または海洋生息地への被害
 社会：労働ストライキ、傷害または死亡等の安全衛生上の事件、製品安全上の問題
 ガバナンス：脱税、従業員間の差別、不適切な報酬慣行、個人情報保護の懈怠
 規制：持続可能な事業および慣行を保護または奨励するための新しい規制、税制または業界基準の導入

ESGファンド固有のリスク

- シュローダーのESGファンドは、環境的または社会的特性を有しており、投資対象銘柄の選択にサステナビリティ基準を適用します。結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、サステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性があります。
- 持続可能な投資の構成について投資家の皆様の間で異なる見解を有する可能性があるため、シュローダーのESGファンドは、特定の投資家の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性があります。
- サステナビリティ・リスクが投資対象銘柄に与える影響度合いを評価するにあたって、シュローダーの独自ツールのほか外部データなどを利用することがあるため、これらのツールやデータが有効でない場合には、ファンドのポートフォリオにおける投資対象銘柄のウェイトの判断に影響する場合があります。

サステナビリティ・リスク管理

投資判断を行う際、資産クラス、投資戦略および投資ユニバースの違いにより、これらの複合的なリスクに対して異なるアプローチが必要になる可能性があります。シュローダーは、通常、例えば、発行体がもたらす可能性のある、社会に対する全般的な費用および利益ならびに環境、または炭素税の引上げ等の個々のサステナビリティ・リスクによって発行体の市場価値がどのように影響を受けるかを（関連するその他の留意事項と併せて）評価することにより、潜在的な投資対象を分析します。

また、シュローダーは、通常、かかる発行体と、顧客、従業員、サプライヤーおよび規制当局といった主要な利害関係者との関係を考慮します。これには、かかる関係が持続可能な方法で管理されているか、および、その結果、発行体の市場価値に重大なリスクがあるかどうかの評価が含まれます。

いくつかのサステナビリティ・リスクの影響には、調査、または独自のもしくは外部手段の利用を通じて、推定可能な価値または費用を有する可能性があります。このような場合には、従来からの財務分析にこれを組み込むことができます。発行体に適用される炭素税の増税による直接的な影響を例として挙げた場合、費用の増加または売上の減少として財務モデルに組み込むことができます。その他の場合、かかるリスクを定量化することがより困難であるため、シュローダーは、その他の方法で、例えば、発行体の予想される将来価値を引下げることで明示的に、または、例えば、サステナビリティ・リスクが当該発行体にどの程度の影響を及ぼす可能性があるかについてのシュローダーの判断に応じて、ファンドのポートフォリオにおける発行体の証券のウェイトを調整することで暗示的に、その潜在的な影響を織込むよう努めます。かかる評価を行うために、適切な場合には、外部のデータ提供者からの補足的な評価基準およびシュローダー自身のデュー・デリジェンスに加えて、一連の独自ツールを利用することがあります。かかる分析により、サステナビリティ・リスクのファンド全体のポートフォリオに及ぼす潜在的な影響や、その他のリスクを考慮して、ファンドの予想リターン額についてのシュローダーの見解が反映されます。シュローダーのリスク管理機能により、サステナビリティの観点からポートフォリオのエクスポージャーを独立した立場で監視できます。かかる監視には、ポートフォリオ内のサステナビリティ・リスクの独立した評価、ならびにサステナビリティ・リスク・エクスポージャーについての十分な透明性および報告を確保することが含まれます。

スチュワードシップ方針について

- シュローダーは、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく「建設的な対話」（エンゲージメント）、積極的な議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、投資リターンの拡大を図る責任を有すると考えています。
- 伝統的な財務分析に加え、企業が環境、社会、ガバナンス（ESG）に関するリスクにどの程度さらされているか、また、それをどのように管理しているか、を分析することは、適正な企業価値の理解、長期的に持続可能な利益を創出する能力の見極めという観点で非常に有益だと考えています。
- シュローダーのスチュワードシップ・コードに係わる取組み内容やエンゲージメントの実施例については、委託会社のホームページをご参照ください。
(<https://www.schroders.com/ja-jp/jp/intermediary/about-us/stewardshipcode/>)

■ ファンドの目的

日本を含むアジアパシフィック諸国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。

■ ファンドの特色

1

日本を含むアジアパシフィック諸国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- 「シュローダー・アジアパシフィック（除く日本）株式サステナブル投資マザーファンド」ならびに「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」を通じて投資を行います。（以下、それぞれ「アジアマザー」、「日本マザー」、総称して、または各々を指して「マザーファンド」という場合があります。）
- 各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI オールカントリー・アジア・パシフィック・インデックスの構成国における日本を除くアジアパシフィック諸国と日本との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行います。
- 実質的外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2

シュローダーのESG基準に満たない銘柄を除外し、各マザーファンドにおいて参考指数よりも高いサステナビリティ・スコア*のポートフォリオ構築を目指します。

- *サステナビリティ・スコアとは、投資対象銘柄の価値に影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスク（環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約）を評点したもので、シュローダー独自のツールや外部データを活用して評価されます。
- シュローダー・グループ*のアナリストによるESG（環境・社会・ガバナンス）評価を含む企業調査を行い、ポートフォリオ構築に際してはシュローダーのESG基準に満たない銘柄を除外した上で、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。
- アジアマザーにおいては MSCI オールカントリー・アジア・パシフィック・インデックス（除く日本。円ベース）よりも高いサステナビリティ・スコア、日本マザーにおいてはTOPIX（東証株価指数）よりも高いサステナビリティ・スコアのポートフォリオ構築を目指します。

3

ESGの観点を組み入れた運用アプローチを有するシュローダー・グループ*が運用を担当します。

- 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。
- アジアマザーの運用にあたってはシュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドに、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。また、日本マザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社の日本株式チームが運用を担当します。

*シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。

■ 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

■ ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

■ 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の 価格変動リスク、 信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

カントリー リスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

チャイナ・コネクト^{*1}を通じて中国A株^{*2}への投資を行う場合があります。チャイナ・コネクトの規則は変更される可能性があり、かかる変更が遡及的効力をもたらす場合があります。また、チャイナ・コネクトには取引額に制限があります。チャイナ・コネクトを通じた取引が停止された場合、ファンドによる中国A株への投資やチャイナ・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼします。このような場合には、ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性があります。

ファンドはチャイナ・コネクトを通じて、上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場（スターボード）や深セン証券取引所の新興企業向け市場（チャイネクスト）に上場する新興企業の株式に投資する場合があります。これらの企業は事業規模が小さいため、株式の流動性や株価変動性、回転率が大きく、株価は過大評価され、持続しない可能性があります。また、流通株式が少ないため株価操作される可能性があります。また、企業の収益性や資本金規制などに関する上場基準は、大企業が上場する中国A株メインボード市場に比べて厳格でなく、上場廃止となるリスクもあり、上場銘柄数が限られているため、少数銘柄へ投資が集中するリスクがあります。これらの事象が組入銘柄に生じた場合、ファンドは重大な損失を被る可能性があり、これにより基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

*1 チャイナ・コネクトとは、中国本土と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現することを目的とした証券取引および決済接続制度であり、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを指します。

*2 中国A株とは、中国本土の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいいます。

■ 投資リスク

流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

■ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

[流動性リスクに関する留意事項]

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受け付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

[ファミリーファンド方式に関する留意事項]

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

[現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

■ リスクの管理体制

- 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。
- 流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

お申込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください、ご自身でご判断ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受け付けません。 ■国内の休業日 ■香港証券取引所の休業日 ■オーストラリア証券取引所の休業日 ■香港の銀行の休業日 ■オーストラリアの銀行の休業日
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けた各申込みの受け付けを取り消すことがあります。 *投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信託期間	2044年6月20日まで（2016年6月30日設定）
繰上償還	受益権口数が30億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年6月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	4,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	シュローダー・アジアパシフィック ESGフォーカス・ファンド（資産成長型）、シュローダー・アジアパシフィック ESGフォーカス・ファンド（予想分配金提示型）間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額、税金および販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 ※スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「アジアパシ成長」として掲載されます。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に 0.2% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。 ※受益者の公平を図るため、ファンドを解約される受益者の解約代金から差し引いて信託財産に繰り入れる金額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.837% (税抜1.67%) 。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	配分(年率/税抜)	役務の内容	
	委託会社	0.85%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
	販売会社	0.75%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
	受託会社	0.07%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
その他の費用・ 手数料	委託会社の配分には、シュローダー・アジアパシフィック(除く日本)株式サステナブル投資マザーファンドの運用委託先であるシュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに対する報酬が含まれています。		
	<p>法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して年率0.11% (税抜0.10%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>組入る有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>		

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

※お申込みの際は、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

■ファンドの関係法人

委託会社：シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 [設定・運用等]

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号
加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 [信託財産の管理等]

販売会社：販売会社については、下記ご参照（五十音順）。 [募集の取扱い等]

金融商品取引業者等の名称		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者:株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○	
西日本シティIT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第75号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

本資料に関するご留意事項

■本資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が設定した投資信託に関する商品説明資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。■本資料に示されている運用実績、データ等は過去のものであり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。投資資産および投資によりもたらされる収益の価値は上方にも下方にも変動し、投資元本を毀損する場合があります。また外貨建て資産の場合は、為替レートの変動により投資価値が変動します。■本資料は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されておりますが、弊社はその内容の正確性あるいは完全性について、これを保証するものではありません。■本資料中に記載されたシュローダーの見解は、策定時点で知りうる範囲内の妥当な前提に基づく所見や展望を示すものであり、将来の動向や予測の実現を保証するものではありません。市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。■本資料中に個別銘柄についての言及がある場合は例示を目的とするものであり、当該個別銘柄等の購入、売却などいかなる投資推奨を目的とするものではありません。また当該銘柄の株価の上昇または下落等を示唆するものでもありません。■本資料中に含まれる第三者機関提供のデータは、データ提供者の同意なく複製、抽出、あるいは使用することが禁じられている場合があります。第三者機関提供データはいかなる保証も提供いたしません。第三者提供データに関して、本資料の作成者あるいは提供者はいかなる責任を負うものではありません。■お申込みの際は、販売会社よりお渡す「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。